

第二章

いきがい はぐくむ 学びのまちづくり

基本計画

1 幼児教育の充実

方針

人格形成の基礎を培い、豊かな感性や創造性を育むため、幼児教育の充実と教育環境の計画的な整備を進めます。

【これまでの取組】

- ・幼児の健康な心と体を育み、自立心を育て、人とかかわる力を養うために、保護者との面談や園だよりを通じて家庭との連携を図っているほか、園開放事業を実施し未就園児との交流や子育て相談を行っています。
- ・幼稚園教育を通じて幼児の「生きる力」の基礎を育成するために、学校や福祉施設、語学指導助手と交流を行い、遊びや体験活動を通じて、幼児の興味の幅を広げ主体的活動を促す教育を展開しています。
- ・的確な実態把握に基づく幼児一人一人の特性に応じた指導をするため、補助教諭を配置し発達の過程に即した指導を行っているとともに、必要に応じて特別支援教育を実施し、小学校や養護学校、特別支援コーディネーターと連携して適切な支援が受けられるよう努めています。
- ・保護者のニーズに合わせた「預かり保育」を充実させるために、教育課程に沿った保育指導を行いながら、内容や時間、職員配置の調整を図っています。
- ・幼児の多様な活動と豊かな創造性を發揮させるために、園庭や遊具、備品等を整備し、施設の維持管理を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児の健全な育成を図るため、家庭での基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはんなど）の大切さを保護者に伝えることが必要です。 	① 幼児の健全な育成のため、基本的生活習慣や食事の大切さを啓発するなど、家庭環境に関する学習の機会を充実させ、家庭の教育力の向上を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的な生活習慣や食習慣に関する学習機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ■ 未就園児の遊び場や保護者の交流の場として園開放事業は必要です。 ■ 子育てに悩みを持つ保護者の支援のため、幼児期の教育に関する相談への対応や情報提供を行うとともに、その事業内容を広く周知することが必要です。 	② 園開放事業を通じ、幼児期の教育相談や情報提供、保護者同士の交流機会の提供など、子育て支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援事業による園開放事業などの推進 ● 幼児期の教育相談や情報提供 ● 保護者同士の交流機会の提供 ● 広報誌やホームページのほか、乳幼児健診・子育て支援センター等での周知活動



施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
■ 2~3年毎に教育課程の見直しと編成を行っており、今後も、常にその時代の課題に対応した幼児教育を進めていくことが必要です。	③「生きる力」の基礎を培うため、幼児の主体性や元気な身体と豊かな心を育む教育を推進します。	● 発達の連続性を踏まえた幼児教育機能の強化 ● 小中高校、保育所、福祉施設との連携 ● 語学指導助手との交流
■ 個別の支援を必要とする幼児が増えてきているため、個に応じた適切な対応が必要です。	④特別支援教育に係る補助教諭の配置や教育研修の充実、環境の整備を行い、保護者及び保健・医療・福祉などの関係機関と連携しながら、個に応じた適切な対応を行います。	● 個別の支援計画に基づく計画的な支援 ● 特別支援教育に係る研修機会の充実
■ 今後も利用増が見込まれている預かり保育に対応した施設や人的体制などの環境整備が必要です。	⑤地域の実情や保護者のニーズを踏まえ、預かり保育を実施し、幼児教育・保育サービスの充実に努めます。	● 預かり保育・一時保育の充実
■ 両幼稚園とも園舎の老朽化が進んでおり早急な対応が必要です。 ■ 子ども・子育て支援制度に基づく施設や運営のあり方、利用者負担について、検討する必要があります。	⑥良質かつ適切な教育及び保育の提供を行うため、施設面・運営面の整備充実を図ります。	● 幼稚園施設の計画的な整備・運営方法の検討 ● 幼稚園給食の検討

2 学校教育の充実

方針

確かな学力、豊かな心と健やかな体を育むため、学校教育の充実と教育環境の計画的な整備を進めます。

【これまでの取組】

- ・次代を担う子どもたちに「生きる力」を身につけるために、確かな学力の定着に取り組むとともに、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図り、一人一人に応じた体力の向上をめざした教育を推進しています。
- ・子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し克服するため、特別支援教育における個別の支援計画のもと、補助教諭や特別支援コーディネーターを配置し、連携協議会やケース検討会議を設置するなど、総合的な支援体制を整えています。
- ・児童・生徒の通学時の安全を確保するため、スクールバスの運行や事故防止パトロールの実施、不審者情報の提供に努めているほか、いじめや不登校の予防のため、教育相談員の学校訪問による早期発見・早期対処に努めています。

- ・子どもたちに「読む・調べる」習慣を身につけるために、学校図書館司書の巡回配置やネットワークの導入により学校図書の充実に努めているほか、学校給食において地場産品を使った「ふるさと給食」を行い、豊かな人間性を育んでいく基盤となる食育を推進しています。
- ・生徒数が減少するなか、地域に根ざした高等学校づくりを推進するため、特色や魅力ある学校づくりを通して、両高等学校存続に向けた取り組みを行っています。
- ・大学や高等専門学校へ入学する生徒への修学支援を行うために、奨学金の貸付や入学資金借入金利子等の助成を行っているほか、高等学校等の遠距離通学に対する通学費の助成や寄宿舎の整備・運営を行っています。
- ・教育環境の改善を図るため、校舎の改築及び大規模改修を実施し、時代に即応した教材備品の整備に努めています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 確かな学力の定着と特色ある教育活動を積極的に推進することが必要です。 ■ 職員の資質向上を図るため、教職員の研修と支援体制の充実を図る必要があります。 ■ 自然体験学習や職場体験学習などの取り組みを通して、学校・家庭・地域の連携を図ることが必要です。 ■ 児童・生徒のスポーツへの意欲と関心を高め、体力の向上を図ることが必要です。 ■ いじめ・不登校などを予防し解決するための相談体制の充実を図る必要があります。 	<p>①確かな学力定着と体力向上をめざし、教職員の資質向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの特色ある教育活動を推進し、一人一人が「生きる力」を育む教育の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 確かな学力の育成をめざした学習指導の充実 ● 教職員の資質向上をめざした研修事業の支援 ● 発達段階に応じた系統的な情報モラル教育の推進 ● 語学指導助手の継続配置 ● 地域人材や地域資源を活用した特色ある学習の推進 ● 特色を活かした体育・スポーツ活動の充実、体力の増進 ● 豊かな心を育む道徳教育の充実 ● いじめや不登校等の予防、早期発見・早期解決に向けた相談体制の充実 ● コミュニティスクール* の検討

用語解説

* コミュニティスクール：学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。



施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の読書習慣の定着を図るため、学校図書館の充実が必要です。 各学校図書館のネットワークシステムの導入に併せ、古書の廃棄、新書の購入登録等が必要です。 	②児童・生徒が本に親しみやすい図書環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の読書意欲の向上や読書習慣の定着をめざした学校図書館活動の充実
<ul style="list-style-type: none"> 携帯端末機器の使用が低年齢化してきているため、家庭と連携した低学年からの指導が必要です。 不審者情報に対する通報の取扱いや重要性の区分けなど、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があります。 	③家庭や地域との連携を深め、生活習慣や安全に関する教育や教育相談の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭と連携した基本的な生活習慣の育成 学校や地域が連携した安全教育の推進 教育相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> 給食については、食に関する指導内容や到達目標など、学校との調整が課題です。 地元食材の更なる活用の検討が必要です。 	④安全・安心な給食を提供するとともに、望ましい食習慣の形成や地場産食材を用いた食育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の充実 栄養バランスや食物アレルギーへの配慮
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級・通級指導教室対象児童が増えているなか、個に応じた適切な対応が必要です。 保護者の同意・理解を広める施策が必要です。 早期発見や早期対策のためには、今後も保健・医療・福祉など専門機関や関係機関との連携が必要です。 	⑤校内における交流学習や個別の支援計画に基づいた教育支援などを通して、特別支援教育の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 交流学習の充実 個別の支援計画に基づく計画的な支援 教育支援体制の充実 教育支援委員会及び特別支援連携協議会体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携や交流は、幼児教育から義務教育への連携のために、児童・生徒にとって必要です。 	⑥保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校的連携や交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 園児・児童・生徒の交流促進 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携強化 小中一貫教育の推進



施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 東藻琴小学校・女満別中学校の施設老朽化に伴う早期の改修が必要です。 コンピューター機器等については、定期的な更新の検討が必要です。 	⑦安全・安心の観点から校舎や校庭などの整備や充実を図るとともに、関連設備・機器等の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設や設備の計画的な整備 コンピューター機器を含めた教材備品の充実
<ul style="list-style-type: none"> 道立の女満別高等学校と町立の東藻琴高等学校は、近年の中卒者の減少により、入学者数が減少していることから、今後、学区内の生徒の動向や生徒・保護者・地域の意向を把握し、町内の高等教育のあり方について協議する必要があります。 	⑧近年の少子化の影響を踏まえ、将来の高等教育の進むべき方向について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 大空町の高等学校教育を考える協議会での継続協議
<ul style="list-style-type: none"> 生徒数が減少しているなか、特色や魅力ある高等学校づくりを進めている両高等学校に対し、引き続き支援を行う必要があります。 	⑨地域活力の一端を担っている道立の女満別高等学校への支援と町立の東藻琴高等学校の教育内容の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした高等学校づくりの推進 特色ある高等教育活動への支援 町内の高等学校入学者の保護者への負担軽減
<ul style="list-style-type: none"> 就学困難な児童・生徒を対象とした支援策として、奨学金の貸付などを継続して行う必要があります。 	⑩大学や専門学校等への進学を希望する生徒、学生が進学できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度の充実 保護者負担軽減と就学奨励
<ul style="list-style-type: none"> スクールバスについては、老朽化した車両の更新が必要です。 スクールバスを利用する児童・生徒の乗車場所、時間を見直すなど、通学の安全確保が必要です。 	⑪児童・生徒の通学の安全確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> スクールバスの運行による安全確保
<ul style="list-style-type: none"> 通学費補助については、補助対象範囲や内容について見直しが必要です。 	⑫必要に応じて通学費の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 通学費補助の充実
<ul style="list-style-type: none"> 教職員住宅については老朽化した住宅の更新が必要です。 	⑬教職員住宅の老朽化に伴う改修や整備を計画的に進め、住環境の改善に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 教職員住宅の整備・充実

3 生涯学習の推進

方針

町民一人一人が生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、年齢やニーズにあつた学習活動の支援と環境づくりに努めます。

【これまでの取組】

- ・生涯学習推進のために、地域コーディネーターを配置するとともに各種委員会や社会教育関係団体との連携により、学校・地域・行政が一体となった社会教育事業を展開しています。
- ・ライフステージ*に応じた学習の場を提供するために、社会教育施設の計画的な改修や備品整備を行い学習環境の改善を図っているほか、学校開放事業により町民の様々な学習活動を支援しています。
- ・図書館サービスを広く町民へ提供するために、移動図書館車を配備し読書活動の普及に努めているほか、公共施設や学校への団体配本を行っています。
- ・見識の広い人材を育てるために、小中学生を対象とした姉妹都市・友好町との相互交流事業を実施しているとともに、文化・芸能を通じた交流が行われています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■社会教育の長期的な計画の策定が必要です。 ■参加しやすい学習機会を創出するとともに、その学習の成果を地域や家庭で活かすことのできる仕組みづくりが必要です。 ■豊かな学習機会の提供にあたって、学習を支援する講師等人材バンクの仕組みづくりや活用の方法を検討する必要があります。 ■高齢者が自らの能力を十分に発揮できる環境づくりといつまでも元気な高齢者が楽しく活躍できる環境の整備が必要です。 	<p>①長期的な計画を策定するとともに、関係団体との連携により生涯学習推進体制の強化を図り、時代の変化に応じた学習機会の創出及び交流の場づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育の長期的な計画の策定及び計画に基づく生涯学習の推進 ●社会教育団体や生涯学習奨励員と連携した生涯学習推進体制の整備 ●指導者・リーダーの育成と活躍の場の創出 ●高齢者の学習成果を地域へ還元できる仕組みづくりと次世代への伝承手段の検討 ●学習情報の積極的な発信による自発的な学習活動の支援 ●主体的な学習のきっかけづくりを応援するため、地域での学びと交流の広がりをつくる場の検討
<ul style="list-style-type: none"> ■農業体験に加えて、健全育成や情操教育など、子どもの社会参加や体験活動を拡充していく必要があります。 ■学校行事と学校開放事業の調整が必要です。 	<p>②地域の協力を得ながら、学校での社会教育活動を推進し、自立を促す体験活動の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然体験、社会体験など各種体験活動機会の拡充 ●関係団体との連携強化と生涯学習情報の積極的な発信

* ライフステージ：人間の一生における幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

用語解説



施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 社会教育関連施設の老朽化に伴う早期改修と教育機能を高めるための施設整備が必要です。 	<p>③社会教育施設の維持管理に努め、施設の計画的な整備を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の有効かつ効率的な利用の促進と老朽施設の計画的な整備 施設に関する積極的な情報提供 学校施設開放事業の促進
<ul style="list-style-type: none"> 図書館におけるボランティア団体の育成、レファレンス事例* や郷土資料のデータベース化、インターネットの活用などが必要です。 図書館の利用増加につながるPR及びニーズの掘り起しが必要です。 高齢者・障がいのある人に対するサービス提供のあり方について検討する必要があります。 学校とのネットワーク化を進め、読書環境を整えることが必要です。 移動図書館車の利用を拡大するため、新たなステーションの設置場所について検討する必要があります。 	<p>④各種計画に基づき、読書活動の充実及び環境整備を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用した図書館活動の充実 ボランティア団体の支援 郷土資料のデータベース化 レファレンス事例のデータベース化 図書館と学校図書館との連携 移動図書館車事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> 稻城市・氷川町との交流について、幅広く町民が参加できる体制や新たな展開を検討する必要があります。 女満別小学校と稻城市内小学校との単独交流において、東藻琴小学校の参加を検討する必要があります。 	<p>⑤姉妹都市稻城市と友好町氷川町との交流を深めることを通して児童生徒の体験活動を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹都市稻城市民との交流事業の推進 友好町氷川町民との交流事業の推進 姉妹都市稻城市児童との交流事業の推進 友好町氷川町生徒との交流事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野において新たな視点を生み出すために、見聞を広めるための取り組みが必要です。 	<p>⑥国内外での交流によって見聞を広める取り組みを促進し、人材の育成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個性豊かで優れた人材育成を図るための国内外研修への支援

* レファレンス事例：図書館利用者が必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が回答した内容。

4 生涯スポーツの振興

方針

年齢や体力、ライフスタイルに応じた様々なスポーツに親しむ機会の提供と環境の整備を進め、各種団体等との連携により生涯スポーツの振興に努めます。

【これまでの取組】

- 町内のスポーツ振興を図るために、スポーツ推進員や体育協会と連携して町民スポーツ教室を開催するとともに、自発的な活動を促進する取り組みとして、総合型地域スポーツクラブ*を設立し、スポーツ活動の促進と指導者の育成に努めています。
- 年齢や体力に応じたスポーツ活動を推進するために、屋外スポーツ施設や体育館など社会体育施設の施設整備を行うとともに、ランニングマシンやエアロバイクなどの室内トレーニング機器を設置するなど、町民ニーズに応じた施設や設備の充実に努めています。
- スポーツを通じた世代間交流やスポーツ交流による地域活性化を図るために、町民スポーツ大会やスポーツ縁日、マラソン大会など、多くの町民が親しめるスポーツイベントを開催しています。
- スポーツ交流を通して町民のスポーツに対する意欲や関心、技術を高めるために、バスケットボールや相撲などのスポーツ合宿を誘致し、一流選手と交流を行っているほか、スポーツ少年団の活動を支援するために、学校体育施設を開放しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 社会体育関連施設の老朽化に伴う早期改修や教育機能を高めるための施設整備が必要です。 施設利用者の利便性をより高めるための整備が必要です。 	①社会体育施設の計画的な整備・充実を図るとともに、町民の生活スタイルの変化に対応した施設運営のあり方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 社会体育施設の利用促進 社会体育施設の計画的な整備 学校体育施設開放事業の促進
<ul style="list-style-type: none"> 町民のスポーツに対するニーズを把握し、ライフスタイルに応じたスポーツに親しむ機会を提供する必要があります。 年齢や体力に合わせて、競技スポーツ以外にも町民がスポーツを実践できるような取り組みが必要です。 	②町民のスポーツ活動に対するニーズを把握し、各種町民スポーツ大会やスポーツ教室の開催など、生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、体育協会やスポーツ推進員等と連携し、年齢や体力に応じた各種事業の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 町民スポーツ大会の開催 計画的なスポーツ教室の開催 スポーツによる交流人口の拡大 各種スポーツの競技力の向上 ニュースポーツ*の種目を取り入れた各種事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> スポーツの専門家と連携し、競技スポーツの振興を図ることが必要です。 町内スポーツの振興は、スポーツ団体の育成や指導者の養成が不可欠であるため、指導者登録制度などと併せて検討していく必要があります。 	③各スポーツ団体の活動を支援するとともに、指導者の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 各スポーツ団体や指導者に対する支援と育成 競技スポーツ実施者の上位大会等への参加支援
既存の施設を利活用しながら、スポーツ合宿を積極的に誘致していくことが必要です。	④スポーツ合宿誘致事業を推進し、スポーツによる地域社会の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ合宿の積極的な誘致

*総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が各自の関心や競技レベルに合わせて、様々なスポーツを行う機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのこと。

*ニュースポーツ：勝敗よりも、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめることを目的としたスポーツ。

5 青少年の健全育成

方針

豊かな心と健やかな体、たくましく「生きる力」を育てるため、学校・家庭・地域との連携を深めながら、青少年の健全育成と家庭教育の充実を図ります。

【これまでの取組】

- 青少年の健全な育成のために、青少年健全育成指導員や青少年を取り巻く各種団体と連携を深め、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めるとともに、地域コーディネーターを配置し、地域全体で子どもを育てる体制をつくっています。
- 放課後における児童の安全な居場所づくりを目的として、児童クラブや放課後子ども教室を開設し、子どもの健全な遊びを通じて能力の発達を援助する取り組みを行っています。
- 家庭における子どもたちの基本的な生活習慣や社会規範、他人への思いやりを身につけるため、社会コーディネーターによる家庭教育相談を実施しているほか、広報を通じて家庭教育に関する情報提供を行っています。
- 子ども同士の交流を目的として、子ども会育成連絡協議会が中心となった地域行事を行っているほか、青少年の体験活動としてジュニアリーダー研修会を開催しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 各種青少年団体と連携して地域での異世代交流により生まれる学びあいやふれあいの機会の拡充が必要です。 SNS*、生活習慣、不審者問題など青少年を取り巻く環境は、課題が山積しているため、子どもたちにとって、より安全・安心な環境を作り上げるとともに、子どもたちの健やかな成長に欠かすことのできない様々な体験活動を日常的に積み重ねられる環境づくりが必要です。 	<p>①青少年の健全育成にかかる各種機関・団体間の連携強化・活動の充実と子どもたちが様々な体験活動を通して、自ら考え行動できる力を育み、親や地域が主体的に参画する体験活動の創出を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域における指導者と育成者の発掘と親力の活用・育成 同世代交流・異世代交流の活性化 学校や地域、子ども会など青少年を取り巻く各種社会教育団体と連携した青少年の自立を促す体験活動の充実 青少年健全育成町民会議活動の充実と青少年団体の連携強化及びネットワーク化
<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室を継続していく上で、新たなスタッフの確保が必要です。 女満別地区、東藻琴地区の開催回数に差があり、施設面や人員配置について検討する必要があります。 	<p>②放課後児童の適切な遊びや生活のための環境づくりと見守り体制の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室の充実と子どもの居場所づくりの推進

*SNS：(Social Networking Serviceの略) 登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

用語解説



施策の背景	▶▶▶ 施 策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 時代や環境の変化に応じた子育て支援策の拡充と、地域全体で子どもたちを育む体制づくりが必要です。 	<p>③家庭教育講座や家庭教育に関する情報発信などを通して、家庭教育の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町民を対象とする家庭教育講座の開催 子育て支援関係機関との連携と情報提供 子どもの生活習慣の改善や体験活動の充実 P T Aや保護者、家庭教育団体等と連携した子育ての推進
<ul style="list-style-type: none"> 青年団体協議会や青年団体連携会議と連携した青年期における学習機会の提供が必要です。 	<p>④各種青年団体の活動を支援し連携強化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青年リーダーの養成とボランティア意識の啓発 青年団体活動への支援

●6 地域文化の継承と創造

方針

地域の文化財や郷土芸能の保護・継承に努め、町民が主体的に取り組む芸術・文化活動への支援と町民に感動を与える芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めます。

【これまでの取組】

- 郷土資料の保管及び展示のために、研修会館郷土資料室・山園ふるさとセンター・ふるさと資料館を開設しているとともに、郷土歴史文化保勝会と連携を図りながら郷土資料の収集や台帳の整備を行っています。
- 町内の文化財保護のために、元町遺跡や石碑などの管理補修を行っているとともに、新たな古木の指定や国指定の天然記念物である女満別湿生植物群落の環境保全に努めています。

- 郷土芸能の継承や芸術・文化活動の振興を図るために、郷土芸能団体や文化団体の活動を支援しているほか、文化団体協議会との連携により町民文化祭を毎年開催するなど、芸術・文化の発表や鑑賞機会を提供し、芸術・文化活動の充実を図っています。
- 芸術文化に関する教育文化合宿については、受け入れ文化団体の誘致と支援を行い、町民との交流事業も行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料台帳を活用した事業を展開する必要があります。 専門的見地を有した職員（学芸員等）の登用について検討する必要があります。 社会教育施設で一括してデータベースを管理できるシステムの導入について、検討する必要があります。 関係団体との連携などを進め、郷土資料室について多くの人に活用してもらえる展示方法や事業などを検討する必要があります。 郷土資料を展示・活用するための施設の整備が必要です。 歴史的な遺物などを保存するための施設やシステム、資料の作成などを検討する必要があります。 	<p>①郷土資料の調査・収集と保護・保存に努めるとともに、資料を活用した事業を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料台帳を活用した事業の展開 資料のデータベース化に向けた検討 郷土資料の収集と整理及び保存 郷土資料を展示・活用するための施設の整備



施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 元町遺跡については、施設の傷みが増しているので、計画的な補修を検討する必要があります。 石碑のデータベース化や保全に至っておらず、木柱で作られた碑などの復元が必要です。 文化財や天然記念物に対する町民意識を高め、興味を持たせる活動が必要です。 天然記念物である女満別湿生植物群落の保全等の活動を通して、文化財保護に対する町民の意識を高める必要があります。 	<p>②文化財や天然記念物などの保護や管理に努めるとともに、必要に応じて新たな指定を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の計画的な補修 石碑・古木などの状況調査・把握 データの記録と保全 文化財の展示方法や事業などの検討
<ul style="list-style-type: none"> 地域における個性豊かな文化や郷土芸能を継承するための人材育成が必要です。 	<p>③地域文化の継承を図るため、郷土芸能保存団体や文化団体の支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 郷土芸能や文化団体の支援
<ul style="list-style-type: none"> 芸術文化団体の高齢化により、会員の減少や団体の解散が進んでいるため、若い世代を対象にして文化に対する興味を持たせる取り組みが必要です。 円滑的な事業を開拓するため、他の市町村との情報交換や広域での事業などネットワークづくりを進める必要があります。 	<p>④日常の活動や文化展や芸能祭の開催などを通して、芸術文化活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化・芸術活動を行っている各種団体などの組織の強化・育成 町民の文化活動等発表機会の創出と支援
<ul style="list-style-type: none"> 芸術団体の招へいに力を入れ、鑑賞機会の拡充に努める必要があります。 	<p>⑤町民が芸術文化にふれる機会の拡充を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町民に対する芸術文化鑑賞機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> 教育文化合宿の受け入れ団体を支援し、さらに誘致活動を進める必要があります。 町民との幅広い交流を通して、豊かで活力のある地域づくりを進める必要があります。 	<p>⑥芸術文化に関する教育文化合宿を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育文化合宿団体の誘致